

目的

相模原市の地域経済を支える事業者は様々な経営上の問題点を抱えている。事業の継続的な発展のためには、これらの問題点を解決していく必要がある。

本景気観測調査では、特別調査として、「平成30年度税制で抜本拡充された事業承継と自社の事業承継に係る障害・課題」「感染症およびその対策による経営への影響」についてのアンケート調査を実施する。収集した情報は、事業者を提供するだけでなく、当所としても事業者に対する効果的な支援策の立案に役立てるものである。

アンケート調査概要

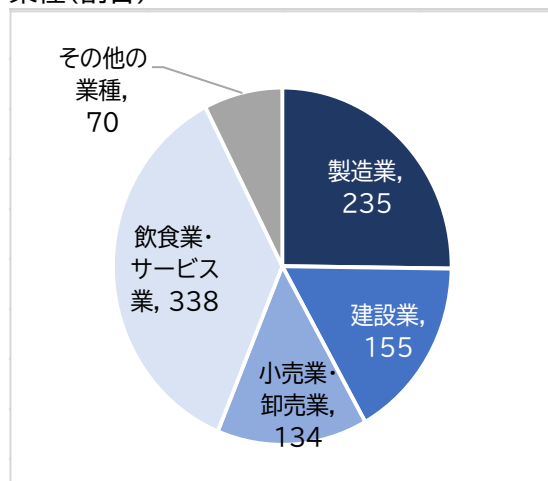
調査期間	令和3年1月1日～令和3年3月31日		
調査対象	当所会員中小企業3,733社		
回答者数	932社	回答率	25.0%

回答者の属性

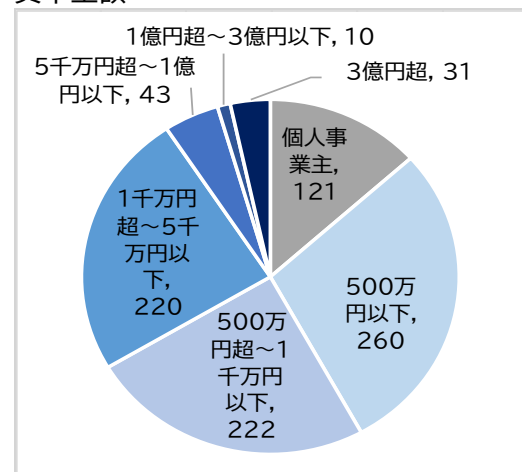
業種(細分類)

業種(細分類)	回答数	回答割合
製造業	235	25.2%
建設業	155	16.6%
小売業・卸売業	134	14.4%
卸売業	40	4.3%
小売業	94	10.1%
飲食業・サービス業	338	36.3%
飲食業	51	5.5%
運輸業	42	4.5%
情報通信業	20	2.1%
不動産業	52	5.6%
生活関連サービス業	36	3.9%
専門・技術サービス業	81	8.7%
その他のサービス業	56	6.0%
その他の業種	70	7.5%
合計	932	100.0%

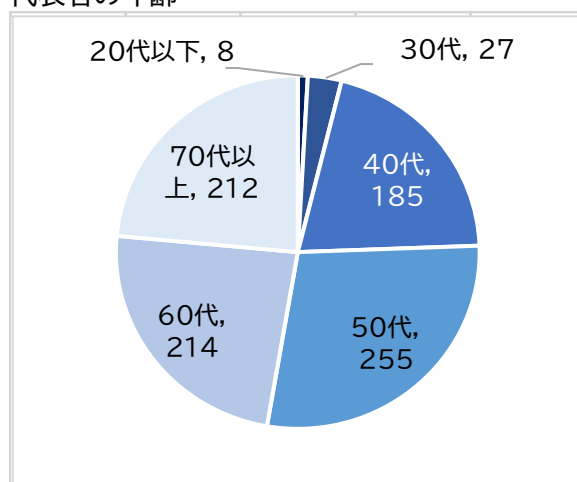
業種(割合)



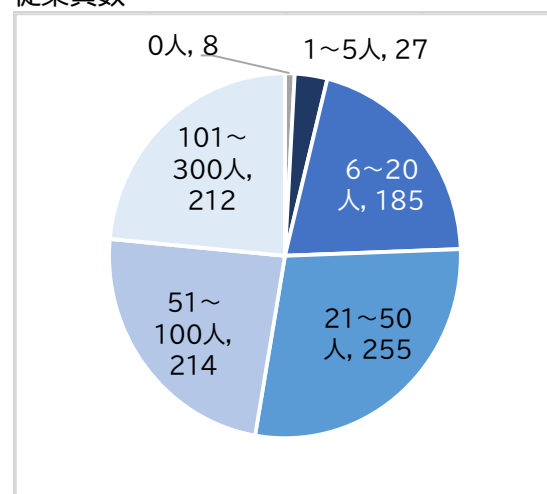
資本金額



代表者の年齢



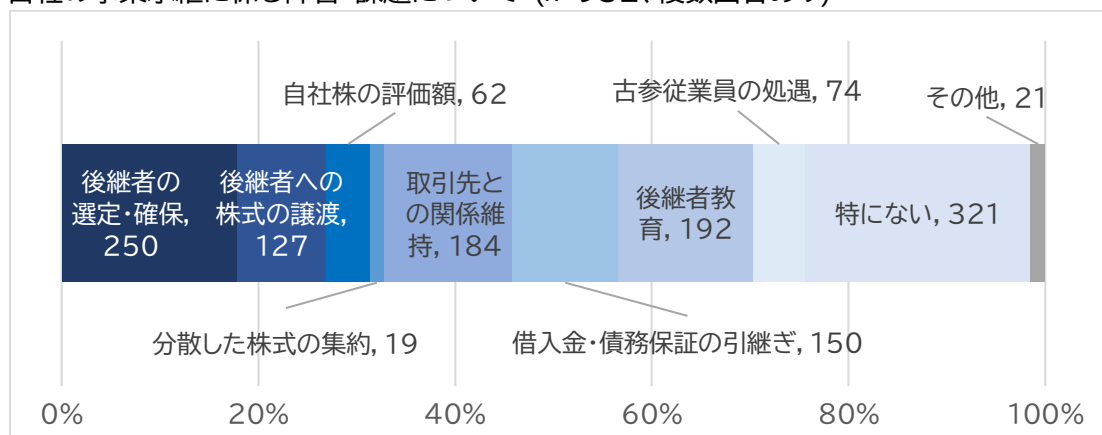
従業員数



自社の事業承継に係る障害・課題について

I. 単純集計

自社の事業承継に係る障害・課題について (n=932、複数回答あり)

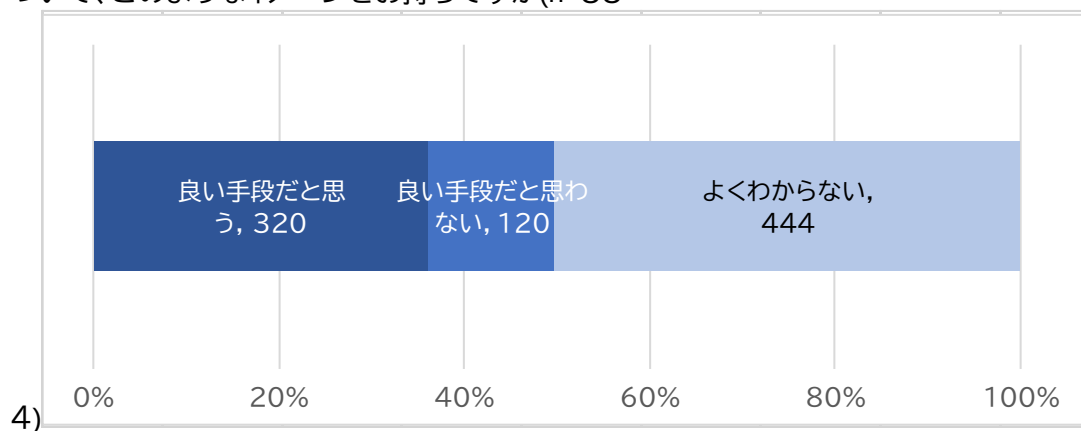


「その他」の内容

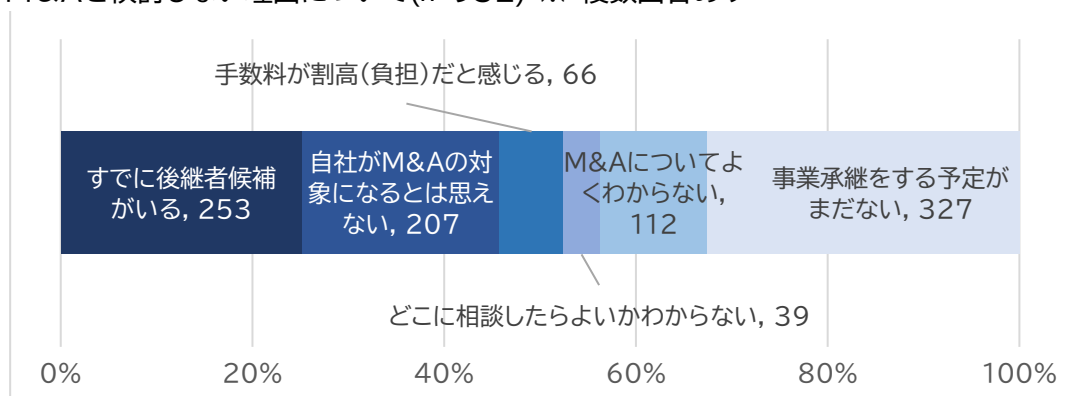
- ・製造業 自社の事業継承については親会社の影響が大きい。(現代表取締役も親会社からの出向者)
- ・製造業 代表者は40代だが、次世代を育てるべく、まずは、若手の採用が必要。
- ・製造業 私は50才ですが従業員には60才には世代交代をしたいと常々言っておりますが、その時は無借金が絶対と思っておりました。コロナ過に10年返済で設備投資と運転資金の借り入れをしました。60才までに無借金に出来るか否か気になります。あと巨大地震の事が心配です。
- ・小売業・卸売業 事業承継の話を後継者からは伝えづらい。本人の耳に届いていない。
- ・飲食業・サービス業 個人規模の会社ではない
- ・飲食業・サービス業 協業親和性のある建築会社の買取を数年前より検討しているが、廃業等の情報が無いので情報が欲しい。
- ・飲食業・サービス業 手続が長期に及びすぎる。5年くらいで税務署等への書類提出をストップしてほしい。
- ・飲食業・サービス業 事業承継に関して進めなければいけないことは認識しているが、まだ具体的に進めるに至っていない。

自社の事業承継に係る障害・課題について

近年、事業承継の手段として注目されている「M&A(第三者への株式や事業の譲渡等)」について、どのようなイメージをお持ちですか(n=88



M&Aを検討しない理由について(n=932) ※ 複数回答あり



II. 経営力向上に向けたアドバイス

① 事業承継の障害・課題についての分析

(ア)事業承継に関してなんらかの問題があると感じている事業者が全体の8割弱を占める。

「事業承継の障害・課題について」の質問に対して、もっとも多かった回答が「特にない」で20%であった。次が「後継者の選定・確保」で17%、「後継者教育」が15%である。「取引先との関係構築」が12%、「借入金・債務保証の引継ぎ」が10%、「後継者への株式の譲渡」が8%程度であった。

(イ)業種別に見てみると、飲食業・サービス業では「特にない」という回答が他業種に比べると多く、承継が比較的しやすいと考えられる。製造業では「後継者教育」、建設業では「取引先との関係維持」が多めであり、それぞれの業界における事業上の強みをどう引き継ぐのが悩みになっていると思われる。小売業・卸売業および飲食業・サービス業では、「後継者への株式の譲渡」の割合が少なく、法人化していない事業者が多いためと思われる。

	製造業 (n=235)	建設業 (n=155)	小売業・卸売業 (n=134)	飲食業・サービス業 (n=408)
後継者の選定・確保	76	34	34	106
後継者への株式の譲渡	60	26	11	30
自社株の評価額	27	7	6	22
分散した株式の集約	8	1	2	8
取引先との関係維持	55	33	24	72
借入金・債務保証の引継ぎ	47	27	19	57
後継者教育	64	28	21	79
古参従業員の処遇	25	12	10	27
特にない	72	32	46	171
その他	16	11	3	18

自社の事業承継に係る障害・課題について

② 事業承継の手段としての「M&A(第三者への株式や事業の譲渡等)」のイメージについての分析

(ア)M&Aについてもっとも多かった回答が「よくわからない」で半数を占め、次が「良い手段だと思う」で1/3強であった。「良い手段だと思わない」は15%程度で少なかった。

「良い手段だと思う」として事業承継の選択肢に入れていると思われる事業者は、「良い手段だと思わない」の2倍強に上る。

(イ)M&Aを検討しない理由についての分析

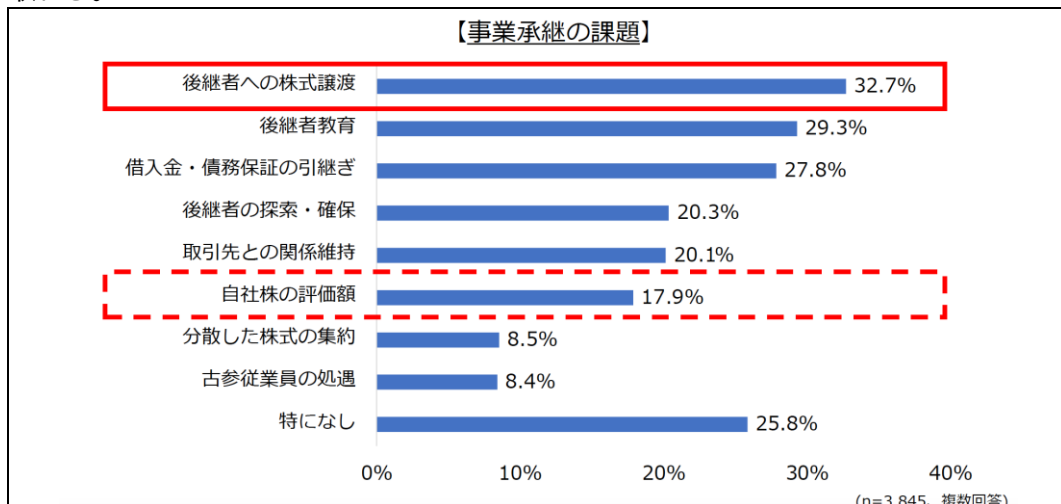
最も多かった「事業承継をする予定がまだない」(33%程度)を除くと、「すでに後継者候補がいる」が25%、「自社がM&Aの対象になるとは思えない」が20%程度であった。「M&Aについてよくわからない」も1割強あった。「手数料が割高だと感じる」「どこに相談したらよいかわからない」は1割以下と少なかった。

上記の質問を業種別に見ると、飲食業・サービス業では「自社がM&Aの対象になるとは思えない」が多く、零細な事業者が多いものと思われる。製造業では「すでに後継者候補がいる」の割合が4割近くで多い。製造業は法人相手の事業者が多く取引関係が安定しており、規模も他業種よりも多いため社内での後継人材が見つけやすいためと思われる。

	製造業 (n=235)	建設業 (n=155)	小売業・卸売業 (n=134)	飲食業・サービス業 (n=408)
すでに後継者候補がいる	92	42	38	81
自社がM&Aの対象になるとは思えない	57	28	34	88
手数料が割高(負担)だと感じる	27	9	3	27
どこに相談したらよいかわからない	8	6	8	17
M&Aについてよくわからない	26	13	21	52
事業承継をする予定がまだない	91	41	42	153

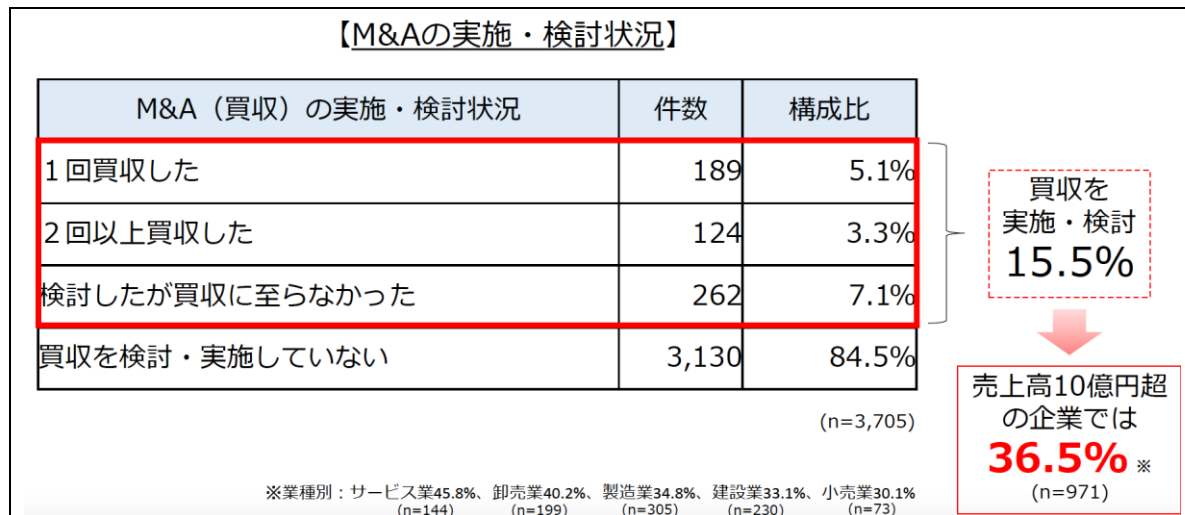
③ 全国との状況との比較

日本商工会議所が、2020年8月から9月に実施した「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」によると、事業承継にあたっての障害・課題は、「後継者への株式譲渡」が約3割で最も多い。また、株式譲渡にも関連する「自社株の評価額」を課題に挙げる企業は2割弱であった。当市の結果と比較すると、全国では株式譲渡に係る具体的な課題を挙げている事業者の割合が多く、「後継者の選定・確保」や「後継者教育」が多い当市と比べると、全国ではすでに後継者は決まってい具体的手法論に取り掛かっている事業者が多いことが読み取れる。



自社の事業承継に係る障害・課題について

全国における M&A の実施・検討状況に関するアンケートでは、「買収を検討・実施していない」が約8割を占めている。買い手として M&A を実施したことがある企業は1割弱、実施を検討した企業を合わせると約15%となった。当市の調査と比較すると、当市では「(M&A が事業承継の)良い手段だと思う」が4割弱を占めるため、当市のほうがやや M&A に積極的な可能性が高いと思われる。なお、全国では売上が10億円超の企業に限ると買収を実施・検討した企業の割合は1/3以上となり、企業規模が大きいほうが M&A を積極的に行っていることがわかる。

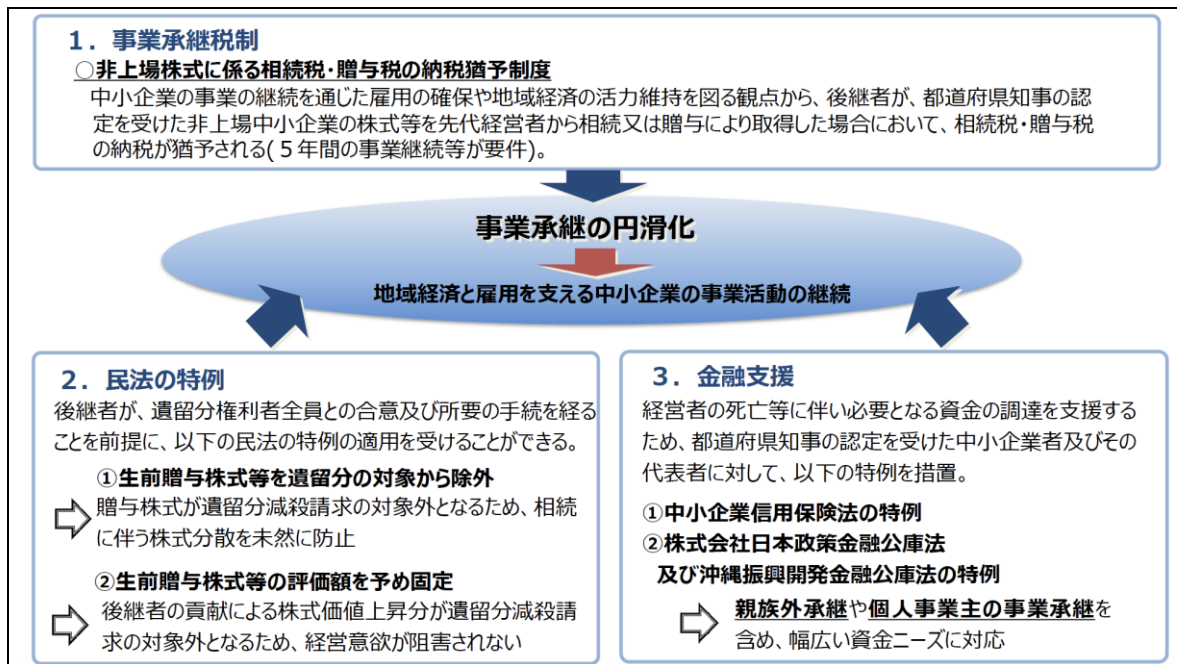


(出所：「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」 2021年3月5日
日本商工会議所、各地商工会議所管内の会員企業 4,140件の回答より)

自社の事業承継に係る障害・課題について

④ 事業承継の検討に役立つ国や公共団体の支援策について

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)が平成20年5月に成立し、国、各省庁はこの法律に従って、中小企業の円滑な事業承継の支援を行っている。大きな柱は、1. 税制面での優遇措置、2. 民法における相続財産としての株式の取り扱いの特例、3. 株式の買取等のための金融支援、の3つから成る。



出所：中小企業庁ホームページ「経営承継円滑化法による支援」
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm

(ア)事業承継税制の特例措置

特に、中小企業の事業承継への動きを加速するため、上記「1.事業承継税制」について、2018年4月1日からの10年間限定の特例措置が創設され、早期に事業承継に取り組む事業者に対しては以下のような更なる優遇措置が取られるようになっています。

- ・対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大
- ・雇用要件を抜本的に見直し、5年平均8割の雇用維持が未達成でも猶予が継続可能
- 対象者を拡大し、複数の株主から最大3名の後継者に対する承継も対象に
- ・経営環境の変化に対応した減免制度を導入
- ・特例措置を活用するためには、2018年4月1日から5年以内に都道府県知事に対して特例承継計画を提出した上で、2027年12月31日までの10年間に実際に株式を後継者に承継する必要がある。

(イ)事業承継に関する相談窓口

事業承継にあたっては、税制・法律・金融支援を中心に、事業自体の引継ぎを含めた広範な情報と支援が必要となることから、中小事業者の身近な相談場所として全国の商工会議所・商工会を中心として対応を行いつつ、国や各公共機関では、以下のような窓口を設置し、中小企業からの相談に乗っています。

自社の事業承継に係る障害・課題について

相談窓口	内容	【連絡先】
事業引継ぎ支援センター	後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成23年度に設置された事業引継ぎの専門の支援機関です。全国の事業引継ぎ支援センターでは、事業承継に関する幅広いご相談への対応やM&Aのマッチング支援を行っています。	神奈川県事業引継ぎ支援センター https://kanagawa-shoukei.jp/
中小企業再生支援協議会	事業再生を目指す中小企業を支援するための専門機関です。財務上の問題解決、事業の収益性向上など事業再生に係るご相談への対応、再生計画の策定サポートなど事業再生支援を行っています。	中小企業再生支援協議会 一覧 http://www.chusho.meti.go.jp/pamfl/et/leaflet/I-2015/05saiseiall.pdf
中小企業基盤整備機構(中小機構)	経済産業省所管の独立行政法人で、国の中小企業施策の総合的な実施機関です。	中小企業基盤整備機構 TEL:03-3433-8811 http://www.smrj.go.jp/index.html
よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の経営に関するご相談に対して専門的な見地からアドバイスを行う「ワンストップ相談窓口」として、平成26年度に全国の都道府県に設置されました。	よろず支援拠点一覧 http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html
中小企業庁、経済産業局	中小企業庁、経済産業局は、地域の支援機関や自治体等と連携しながら、事業承継支援施策の普及・啓発等をはじめ、中小企業・個人事業主の事業承継の円滑化のための総合的な施策を進めています。	中小企業庁 03-3501-1511(代) http://www.chusho.meti.go.jp/ 経済産業局 http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html
金融機関	金融機関は、中小企業に日常的に接して経営状況を把握しており、中小企業に対してきめ細やかな経営支援等を実施します。 セミナー等による情報提供、事業承継に係る専門家の紹介、M&Aマッチングの実施、資金需要への対応などを行います。	

(ウ)事業承継関係の補助金

事業承継を支援する補助金としては、国が2017年から実施している「事業承継補助金」と、2020年に新型コロナウイルスの対応のために経営資源の引継ぎを促す「経営資源引継ぎ補助金」がありました。令和3年度は、これらが統合されて「事業承継・引継ぎ補助金」として実施される予定ですが、公募開始時期など詳細は未発表である。また、後継者育成のための「承継トライアル実証事業」も新たに実施される予定です。

・2020年度の内容

事業承継補助金	2017年からスタート、昨年度分申請 2020年12月まで。 事業承継を契機に新たな分野へのチャレンジや事業転換等に取り組み、更なる成長を目指す中小企業者を支援するため、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を補助する。 親族内での承継等による経営者交代(補助上限:最大500万円、補助率:1/2又は2/3)、M&Aによる事業の再編・統合(補助上限:最大1,200万円、補助率:1/2又は2/3)など、多様な事業承継が補助の対象となる。
経営資源引継ぎ補助金	2020年に実施。事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、①経営資源の引継ぎを促すための支援、②経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ることを目的とします。 補助対象経費および補助額としては、専門家費用×2/3(最大200万円)、また、売り手側で廃業費用が発生する場合は、別途450万円の補助上限の上乗せあり。

・2021年度の内容 ※ 令和3年1月時点の内容

出所: 経済産業省「令和2年度第3次補正予算の事業概要」資料)

(事業承継・引継ぎ補助金)

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助します。

補助率・補助額等(予定)

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A(株式譲渡、事業譲渡等)により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

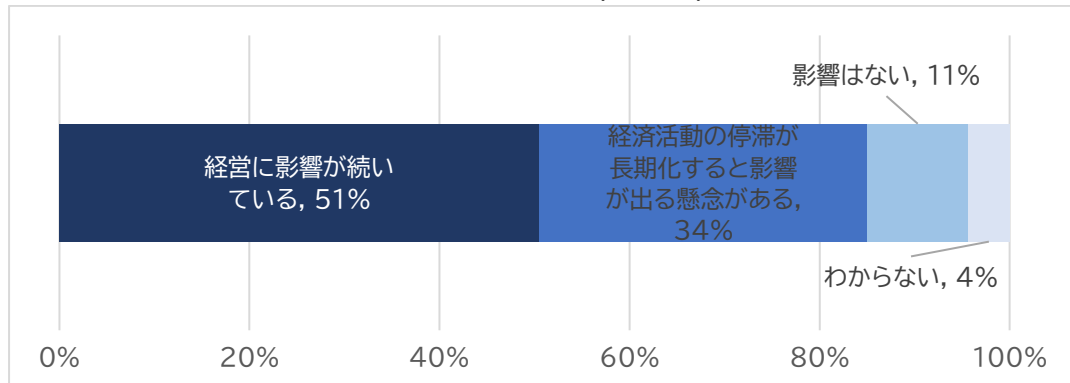
(承継トライアル実証事業)

実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得・委託するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

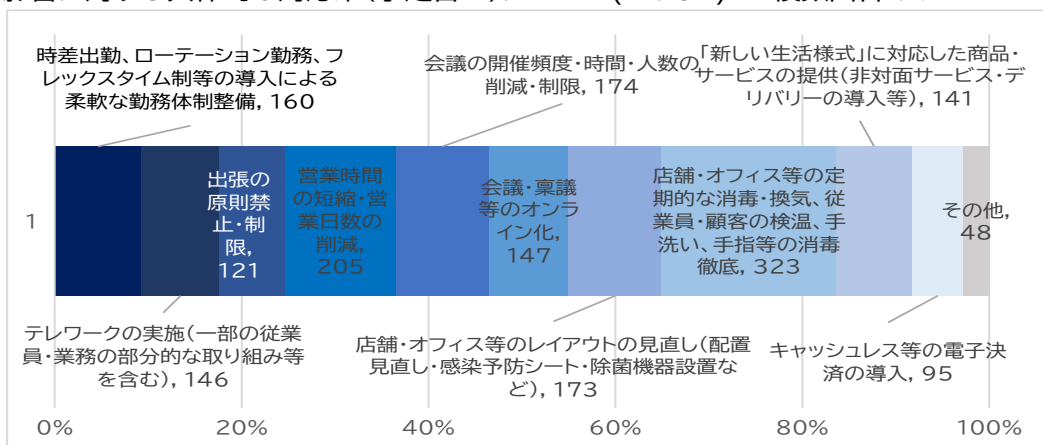
感染症およびその対策による経営への影響について

I. 単純集計

新型コロナウイルスによる経営への影響について(n=914)



影響に対する具体的な対応策(予定含む)について(n=932) ※複数回答あり



感染症およびその対策による経営への影響について

「その他」の内容

製造業	開発案件の減少による売上不振。
製造業	客先の開発スケジュールの遅れや開発そのものの停滞。
製造業	作業内容の減少。
製造業	臨時休業に対して雇用調整助成金を利用。
製造業	生産性向上のための自動化や生産設備の更新。
製造業	客先訪問の自粛による営業機会の損失。
製造業	イベントが行われないので、仕事が発生する要素がない。イベントだけでは無くアミューズメントパークなど、赤字になり製作物の受注が大きく減少している。
建設業	元請けからの受注減少
建設業	現場作業なので消毒等お客様に不安感を与えないことくらいしか対策しようがない。
建設業	弊社は、建設の専門工事事業者で、建設会社から工事を請負っているため、建設会社に工事が無ければ当然発注が無くなる訳で、今後コロナが長引き経済活動が停滞すると、一気に影響が及ぶと感じています。
建設業	業績が低迷している企業の設備投資減。
飲食業・サービス業	輸出入の減少で輸送量減。
飲食業・サービス業	営業が出来ない。
飲食業・サービス業	新規集客サイトの構築と sns 連携からの実営業。
飲食業・サービス業	コロナワクチン接種を利用したサービスの開始で注目され客数が増えてる。
飲食業・サービス業	ICT システムを利用したモノづくり業務改革に関するセミナーを開催してきたが、コロナの影響で開催できない状況が続いている。
飲食業・サービス業	訪問事業から、今後予定していた高齢者向けの娯楽用品の企画、製造、販売にシフト。
飲食業・サービス業	来客者の人数削減や制限。

II. 経営力向上に向けたアドバイス

① 新型コロナウイルスによる経営への影響についての分析

新型コロナウイルスの経営への影響については、「現在も影響が続いている」とする事業者が半数弱、「長期化すると影響が出る」とする事業者が約35%であり、前回調査(2020年12月)に比較すると「長期化すると影響が出る」とする事業者が若干減少している。

業種別でみると、製造業・飲食業・サービス業では6割弱ともっと強く新型コロナウイルスの影響が出ており、小売業・卸売業では4割強が「現在も経営に影響が続いている」と回答している。建設業では「現在も影響が続いている」とする割合は1/4程度にとどまっている。

	製造業 (n=235)	建設業 (n=155)	小売業・卸売業 (n=134)	飲食業・サービス業 (n=408)
経営に影響が続いている	143	37	59	223
経済活動の停滞が長期化すると影響が出る懸念がある	81	64	45	125
影響はない	26	13	20	38
わからない	10	8	7	15

② 影響に対する対策

実施している対策として最も多いのが「店舗・オフィス等の定期的な消毒・換気、従業員・顧客の検温、手洗い、手指等の消毒徹底」である。続いて、「営業時間の短縮・営業日数の削減」、「会議の開催頻度・時間・人数の削減・制限」、「店舗・オフィス等のレイアウトの見直し」などが多い。前回調査で多かった「時差出勤、ローテーション勤務、フレックスタイム制等の導入による柔軟な勤務体制整備」やや減少し、勤務時間や勤務場所を通常通りに戻し始めている事業が増えているようである。

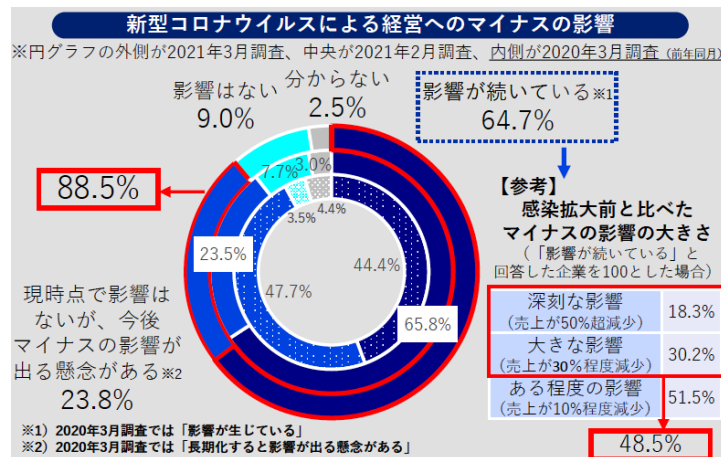
業種別にみると、製造業では「出張の原則禁止・制限」が他業種より多めであり、建設業では「会議の開催頻度・時間・人数の削減・制限」、小売業・卸売業では「営業時間短縮・営業日数の削減」および「キャッシュレス等の電子決済の導入」、飲食業・サービス業では「店舗の定期的な消毒・換気、従業員・顧客の検温」や「新しい生活様式に対応した商品・サービスの提供」の割合が他業界より多いという傾向は、前回調査からあまり変わらない。それぞれの業界のニーズにあった感染症対策に取り組んでいることがわかる。

	製造業 (n=235)	建設業 (n=155)	小売業・卸売業 (n=134)	飲食業・サービス業 (n=408)
時差出勤、ローテーション勤務、フレックスタイム制等の導入による柔軟な勤務体制整備	46	14	14	86
テレワークの実施(一部の従業員・業務の部分的な取り組み等を含む)	46	10	13	77
出張の原則禁止・制限	54	6	14	47
営業時間の短縮・営業日数の削減	61	14	42	88
会議の開催頻度・時間・人数の削減・制限	52	21	15	86
会議・稟議等のオンライン化	47	11	15	74
店舗・オフィス等のレイアウトの見直し(配置見直し・感染予防シート・除菌機器設置など)	27	9	34	103
店舗・オフィス等の定期的な消毒・換気、従業員・顧客の検温、手洗い、手指等の消毒徹底	64	32	55	172
「新しい生活様式」に対応した商品・サービスの提供(非対面サービス・デリバリーの導入等)	18	8	25	90
キャッシュレス等の電子決済の導入	3	7	26	59
その他	16	11	3	18

感染症およびその対策による経営への影響について

③ 全国の状況

日本商工会議所の2021年3月発表の調査によると、全国においても、「新型コロナウイルス感染症の影響が続いている」と回答した事業者が64.7%に上っており、全国も当市も前回調査(2020年12月時点)よりも状況がやや悪化している。依然として全国では当市よりもやや厳しい状況が続いている。



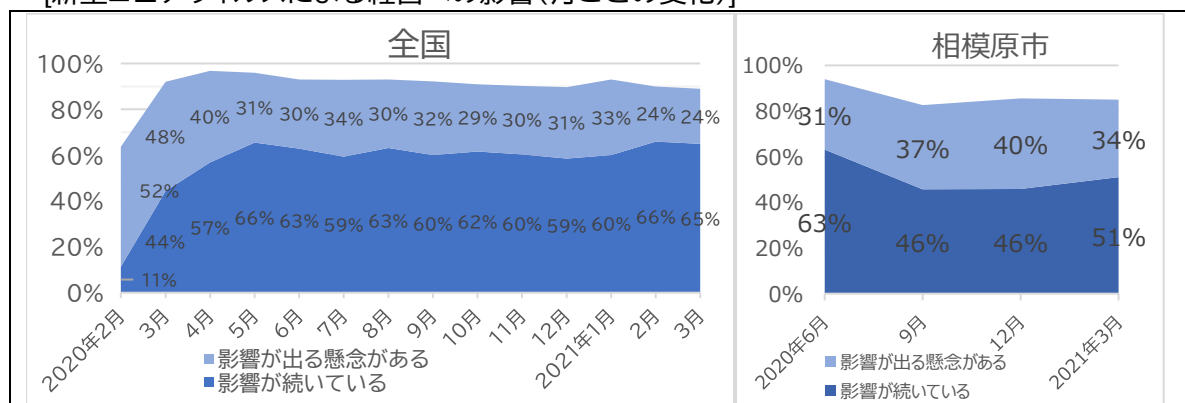
出所: 日本商工会議所「早期景気観測(LOBO) 2021年3月」より <https://cci-lobo.icci.or.jp/>

なお、日本商工会議所では、早期景気観測(LOBO)において、2020年2月より新型コロナウイルス感染症の影響について継続調査を行っており、以下はその遷移である。

「影響が続いている」「影響が出る懸念がある」とした事業者を合わせた割合は、全国・当市ともほとんど変化がない状況が続いているが、より深刻な「影響が続いている」とした事業者の割合が、全国・当市ともに増加していることが懸念される。

今年に入ってから蔓延防止・緊急事態宣言の再発令により、新型コロナウイルスの影響の一層の長期化が明確になり、再び厳しい状況に置かれている事業者が増加したものと考えられる。

[新型コロナウイルスによる経営への影響(月ごとの変化)]



出所: 日本商工会議所「早期景気観測(LOBO) 2020年2月~2021年3月」より <https://cci-lobo.icci.or.jp/>

感染症およびその対策による経営への影響について

④ 新型コロナウイルス感染症対策に役立つ国や公的団体の支援策について

各省庁や地方公共団体から提供されている支援策で、現時点でも継続して利用できるものは以下の通りです。大都市圏における2回目の緊急事態宣言の発令に応じて、終了予定時期が更新されているものもありますので、ご注意ください。

・神奈川県補助金・協力金

支援措置	対象	内容	実施期間・申し込み
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第8弾、第9弾)	営業の形態や名称にかかわらず、通常 20 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等。および劇場、遊技施設、宿泊施設等。	(第8弾)変更後 1店舗あたり1日4万円、最大76万円 (第9弾) (中小企業)1店舗あたり1日4～10万円(売上高による)	(第8弾) ・対象期間:令和3年4月1日から4月19日まで に連続して時短営業した期間分支給。 ・申請期間:令和3年4月22日から5月28日まで (第9弾) ・対象期間:令和3年4月20日から5月11日まで ・申請期間:未定
神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業に影響を受けた中小企業者等の皆様を対象に、感染症拡大防止、非対面ビジネスモデル構築又はビジネスモデル転換に要する経費の一部を補助します。	(1)感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業(上限 100万円) (2)ビジネスモデル転換事業 (上限3000万円)があり	・申請開始時期 未定 (令和3年5月中旬以降)

詳細はこちら:

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_8th.html

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_9th.html

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金について

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r3_kansensyotaisakuhojyo.html

感染症およびその対策による経営への影響について

・相模原市の助成金

支援措置	補助対象	補助内容	実施期限
新型コロナウイルス感染症に強い店づくり家づくり応援助成金	・自らが事業を営む市内の店舗等に対して助成対象工事を実施する事業者 ・自らが居住する市内の住宅に対して助成対象工事を実施する市民 ※ 市内施工業者」に発注し、市内の店舗等や住宅を「新しい生活様式」に対応させるために実施する次のいずれかに該当する工事	2万5千円(定額助成) ※ 5万円(税抜)以上の助成対象工事に対して	令和2年12月21日～令和3年2月22日

詳細はこちら： 新型コロナウイルス感染症に強い店づくり家づくり応援助成金

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1021242/index.html>

・経済産業省の給付金、補助金

支援措置	実施期限
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金[低感染リスク型ビジネス枠] 補助率2/3	第6回公募 R3.5.13締め切り
小規模事業者持続化補助金 低感染リスク対応ビジネス枠	第1回公募 R3.5.12締め切り 第2回公募 R3.7.7締め切り
事業再構築補助金	第1回公募 R3.5.7締め切り 第2回公募 R3.7月中旬締切予定

・経済産業省(今後予定されている支援措置)

支援措置	対象	補助額	実施期限
月次支援金	令和三年4月以降に実施されるまん延防止および緊急事態宣言による「飲食店の時短営業・休業」や外出自粛等の影響により売上高が前年同月比50%以上減少した事業者	・中小企業 上限20万円 ・個人事業者 上限10万円	実施時期未発表

・厚生労働省の助成金

支援措置	実施期限
雇用調整助成金の特別措置	休業期間が令和3年6月30日まで延長
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業期間が令和3年4月末まで、申請期限が令和3年7月末まで延長
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	休業期間が令和3年3月末まで、申請期限が令和3年6月30日まで延長
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	休業期間が令和4年1月末まで

感染症およびその対策による経営への影響について

・神奈川県・神奈川県信用保証協会の支援措置

支援措置	実施期限
新型コロナウイルス感染症対応資金 ・セーフティネット保証4号の認定 ・セーフティネット保証5号の認定 ・危機関連保証の認定	4号:令和3年6月31日まで延長 5号:令和3年6月30日まで延長 危機関連保証:令和3年6月30日まで延長

・日本政策金融公庫・商工中金の支援措置

支援措置	実施期限
新型コロナウイルス感染症特別貸付	延長中

参考調査:参加したいセミナーや事業

単純集計

参加したいセミナーや事業(3つで回答可, n=1,037)

	回答割合	
経営講演会・セミナー	26.9%	319
経営革新に関する相談・指導	12.6%	150
融資の相談、情報の提供	15.6%	185
販路開拓や自社PRのための交流会	14.4%	171
事業所個別診断・指導	5.6%	67
共済の相談、情報の提供	4.6%	54
IT化の相談・指導	14.4%	171
会員親睦事業	5.8%	69